

事務連絡
令和5年4月26日

部長
事務局長
会計管理者 } 各位

保健福祉部地域保健担当部長
原田 美江子
政策経営部行政管理担当部長
中田 治子

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の
基本的感染対策の考え方・対応について

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部は、令和5年3月31日付事務連絡において、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方を示しました。

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されることにより、政府の基本的対処方針及び業種別ガイドラインが廃止されます。

また、日常的における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。

このような状況を踏まえ、区としての考え方・対応を以下の通り整理いたしますので、各職場における事情・状況に応じた対応ができるよう準備をお願いいたします。なお、実施にあたっては個人の判断が尊重されることにご留意ください。

記

【区の対応の考え方】

	令和5年3月13日～5月7日	5月8日以降
マスクの着用 (国の基本的な考え方)	個人の判断を尊重 但し、一定の場合にマスク着用を推奨 (着用が効果的な場面) ・医療機関の受診時 ・高齢者施設等への訪問時 ・通勤ラッシュ時などの電車やバスに乗るとき ・施設やイベントで着用を呼びかけられたとき	個人の判断を尊重 但し、一定の場合にマスク着用を推奨 (着用が効果的な場面) ・医療機関の受診時 ・高齢者施設等への訪問時 ・通勤ラッシュ時などの電車やバスに乗るとき ・施設やイベントで着用を呼びかけられたとき

マスクの着用 (区独自の対応)	職員に対し、窓口や訪問等、直接区民等と接する場合は、マスクの着用を推奨	職員に対し、5月中は、窓口や訪問等、 <u>直接区民等と接する場合は、マスクの着用を推奨</u> 理由：第9波の拡大が懸念されており、高齢者等の重症化を防ぐため。
手洗い等の手指衛生及び換気	基本的な感染症対策として有効	引き続き有効
「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」	基本的な感染症対策として有効	一律に求めないが、流行期には高齢者等重症化リスクの高い方は感染防止対策として有効

【その他の感染対策】

	令和5年3月13日～5月7日	5月8日以降
入場時の検温	イベント等一部で実施	<u>撤去</u>
入口での消毒液の設置	各職場で対応	<u>撤去</u> (但し、在庫等ある場合は設置可)
アクリル板、ビニールシートなどパーテーション(仕切り)の設置	各職場で対応	<u>撤去</u> (アクリル板等は各職場での保管) (但し、各職場の事情に応じて使用を継続する場合があります。)

※高齢者施設等における考え方と対応

- ・特に感染症対策が求められる高齢者施設等については、施設内等の感染対策に関する国や保健所からの提示・周知に則って対応していく。
- ・感染が急拡大している時期や、高齢者施設など重症化リスクの高い方が多い場面など、時期や場面によっては、これまでの取組を参考に感染対策を強化していくことが考えられる。